

公 告

北海道開発局小樽開発建設部が管理する一級河川尻別川の直轄管理区間において、災害発生時及び水質事故災害発生時等において災害対策及び応急復旧作業を円滑かつ迅速に実施することを目的として、「北海道開発局小樽開発建設部河川災害に関する協定」を締結するため、その対象となる法人等を下記のとおり募集するので公告する。

平成27年4月10日

北海道開発局 小樽開発建設部長
高 橋 渡



記

1 協定の名称及び内容

北海道開発局小樽開発建設部河川災害に関する協定(別紙-1参照)

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 単体として北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る平成27・28年度一般競争(指名競争)参加資格の決定をD等級以上として受けていること。ただし、D等級の者が競争に参加する場合は、「一般土木」又は「維持」の技術評価点数が500点以上であること。
又は、単体として北海道開発局における工事区分「維持」に係る平成27・28年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
- (3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 応募条件

- (1) 倶知安開発事務所管内に本社(本店)を有すること。
- (2) 単体企業として平成16年度以降に完成した小樽開発建設部発注による、一級河川の直轄管理区間において、河川工事又は河川維持工事(但し堤防除草のみの実績は除く)の施工実績を1件以上有すること。
- (3) 河川災害時の応急復旧業務、および水質事故等に対しても迅速な履行が可能な建設資機材等を有すること。
- (4) 他機関(北海道、市町村等)と同様又は同種の協定を締結している場合(建設協会員としての加盟を含む)又は予定している場合においては、本協定が確実に履行できること。

4 応募時の提出書類

- (1) 協定参加希望申請書(様式1)

(2) 2(2)に定める書類については下記の①又は②のどちらか一方で足るものとする。

ただし、②に掲げる書類を提出した場合は、資格の決定通知を受けた後に、速やかに①に該当する証明の書類を提出すること。

①平成27・28年度北海道開発局における一般競争(指名競争)参加資格の工事区分「一般土木」D等級以上又は「維持」の資格を有する者であることを証明する書類(資格決定通知書の写し)。

②上記の資格について、審査申請したことを証明する書類。(当該申請書の写し等)

(3)法人にあつては、登記簿の写し

(4)応募条件に示した、3(1)、3(2)、3(3)については、それぞれ様式2、様式3、及び様式4により証明すること。なお、3(4)は様式5を参考に作成すること。

5 協定締結対象者予定数および協定区間

(1)協定締結対象者予定数

4社を予定している。

(2)協定区間

「北海道開発局小樽開発建設部河川災害に関する協定区間」(別図1)に示す4区間(左岸下流、左岸上流、右岸下流、右岸上流)とするが、応募する者は協定を希望する区間を、①から④の順位で様式4に記載すること。各区間の希望者が複数ある場合は、7(1)による審査の結果により、評価点の高い者を協定対象者とする。また同点の場合はいくじ引きによるものとする。

6 応募期限

平成27年4月24日(金)

7 協定締結対象者の決定及び通知方法

(1)協定締結対象者の決定方法

応募のあった者について、上記2、3に記載の応募資格及び応募条件、並びに4に記載の提出書類に基づいて審査を行い決定する。決定するための評価項目、内容については別紙参考資料のとおりである。

なお、応募した者は、当局からの審査に関する質疑に答える義務を有するものとする。

(2)通知方法

審査結果は文書をもって平成27年4月30日までに通知する。

8 本協定締結予定年月日

平成27年5月1日(金)

9 協定参加希望申請書の交付及び受付

(1)協定参加希望申請書の交付期間

期 間:平成27年4月10日から平成27年4月24日まで

(2)書類の提出及び問い合わせ先

受付時間:土、日、祭日を除く平日9時から17時まで。

場所及び担当者:〒047-8555 小樽市潮見台1丁目15番5号

北海道開発局 小樽開発建設部 工務課

課長補佐(河川担当) TEL 0134-23-5195(内線382)